

日本国環境省とイラン・イスラム共和国環境庁の間の  
環境分野での協力に関する協力覚書  
(仮訳)

日本国環境省とイラン・イスラム共和国環境庁(以下、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。)は、

両者間での友好関係や戦略的パートナーシップの一層の強化を望み、

両者間の既存の友好関係を強化することを希望し、

環境保全と自然保護に関する協力をさらに展開することを考慮し、

持続可能な開発の目標に向かって行動することを確信し、

持続可能な開発の一環として、環境上よりよい天然資源の管理を推進するための協調した努力の重要性を認識し、

環境分野におけるより緊密かつ長期的な協力と協力対話の深化を決意し、

それぞれの国における法令及び規則に従い、

次の認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書(以下「協力覚書」と言う)の目的は、環境分野における相互協力を強化、促進、発展させることである。

第2項 解釈

この協力覚書は両者の更なる協力のためにとられるべき一般的な施策について述べるものである。

### 第3項 協力の範囲

協力の範囲は以下の分野からなる。

1. 塵煙霧現象や黄砂を含む大気汚染の防止
2. 水質管理
3. 気候変動、オゾン層保護
4. 特殊な生態系システムを含む生物多様性、特に国際的に重要な湿地(ラムサール条約登録湿地)の保存、及び
5. 国立公園や保護地域等におけるエコツーリズムの開発

### 第4項 協力の形態

両者は第1項の目的を達成するため、両者が準備した資金の範囲内で、以下を含む適切な形態により、協力を奨励及び促進する。

1. 両者の権限を有する代表者を含めた合同会議の参加者による協議の実施
2. 研修を含む情報と専門知識の交換、及び
3. その他の相互に決定した形態

### 第5項 フォーカル・ポイント

両者はこの協力覚書の実施のため、フォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際協力室とする。イラン・イスラム共和国のフォーカル・ポイントは、国際業務及び条約センターとする。

### 第6項 知的財産権

この協力覚書に基づく活動の実施により生じた知的財産についてはすべて、各国の法令及び規制に従い行使される。書面による各国の所管部署の事前許諾がない場合は、何れの国も成果物の使用はできない。

### 第7項 責務

この協力覚書は、両者が加盟する国際条約、議定書、計画及び合意によって派生する権利や責務に影響を及ぼさない。

## 第8項 紛争の解決

この協力覚書の解釈または実施から生じる両者の紛争はすべて、両者間の外交ルートを通じた協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

## 第9項 変更

この協力覚書は、両者の相互の書面による同意により、いつでも変更できる。変更日は、両者が決めた日にこの協力覚書の必須の一部としての形式で発効する。

## 第10項 発効、期間及び終了

1. この協力覚書は、署名の日から発効する。
2. この協力覚書は、3年間継続し、両者の相互合意により自動的に延長でき、または、一方が意図した終了日の少なくとも6カ月前までに書面により通告した場合には終了できる。
3. この協力覚書の終了は、その時点で継続中の全てのプロジェクトや活動について、終了までの間これらのプロジェクトや活動に影響を及ぼさない。

以上は、この協力覚書で示される事項について両者の間で達した認識を表している。

2014年4月2日に東京で、英語による本書2通に署名した。

日本国環境省  
環境省

イラン・イスラム共和国

石原 伸晃  
環境大臣

エブテカール  
副大統領兼環境庁長官